

第47回 全国中学校社会科教育研究大会
第20回 近畿中学校社会科教育研究大会
平成26年度 滋賀県中学校教育研究会社会科部会研究発表協議会

滋賀大会のご案内

大会主題

社会を創る力を育てる社会科学習
～わかる・つながる・つくる～

期 日

平成26年 11月6日(木)～7日(金)

開 催 地

滋賀県／大津市・彦根市・守山市

主 催

全国中学校社会科教育研究会 近畿中学校社会科教育研究会
滋賀県中学校教育研究会社会科部会

後 援

(申請中)

文部科学省

彦根市教育委員会

和歌山県教育委員会

大阪市教育委員会

滋賀県教育委員会

守山市教育委員会

奈良県教育委員会

堺市教育委員会

滋賀県中学校校長会

兵庫県教育委員会

京都市教育委員会

滋賀県教育公務員弘済会

大津市教育委員会

大阪府教育委員会

神戸市教育委員会

会場

第1日目(全体会)

大津市民会館 [大津市島の関14番1号]

(JR琵琶湖線「大津」駅下車1.1km / 京阪石坂線「島ノ関」下車300m)

第2日目(分科会)

〈地理的分野〉

大津市立瀬田北中学校 [大津市大將軍一丁目13番1号]

(JR琵琶湖線「瀬田」駅下車800m)

〈歴史的分野〉

彦根市立東中学校 [彦根市芹川町443番地]

(JR琵琶湖線「彦根」駅下車1.4km / 近江鉄道「ひこね芹川」駅下車300m)

〈公民的分野〉

守山市立守山南中学校 [守山市古高町357番地]

(JR琵琶湖線「守山」駅下車1.7km)

※いずれの会場もお車でのご来場はお断りします。

ご来場の際には、公共交通機関のご利用をお願いします。

記念講演

演題 **「里山という身近な自然」**

講師 **今森 光彦 氏** (写真家)

講師

文部科学省初等中等教育局

視学官

中尾 敏朗 氏

文部科学省初等中等教育局教育課程課

教科調査官

濱野 清 氏

文部科学省初等中等教育局教育課程課

教科調査官

樋口 雅夫 氏

日程

【第1日目:11月6日(木)】〔全体会／開会式・基調提案・記念講演等〕

12:30	13:00	13:40	14:20	14:30	16:00	16:45	17:20	17:40	18:00	20:00
受付	開 会 式	基 調 提 案	休 憩	記 念 講 演	表 閉 会 彰 式	移 動	理 事 会 （ ピ ア ン カ 大 津 港 ）	移 動	レ セ プ シ ョ ン （ ピ ア ン カ 大 津 港 ）	

【第2日目:11月7日(金)】〔分科会／公開授業・分野別提案・講演講評等〕

9:30	9:50	10:40	11:00	11:40	12:30	14:30	14:50	15:20	16:20	16:30
受付	公 開 授 業	休 憩 移 動	分 野 別 開 会 式	分 野 別 提 案	昼 食 ・ 休 憩	授 業 協 議 指 導 講 評	休 憩	分 野 別 研 究 発 表	講 演 講 評	閉 会 行 事

大会資料代

5,000円

問い合わせ先

(大会前日まで)

大会実行委員会事務局

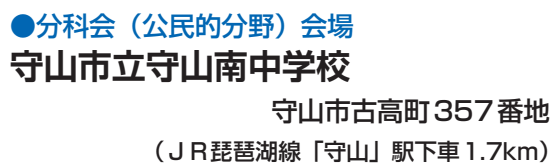
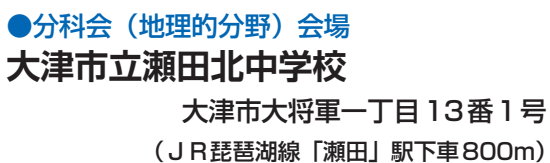
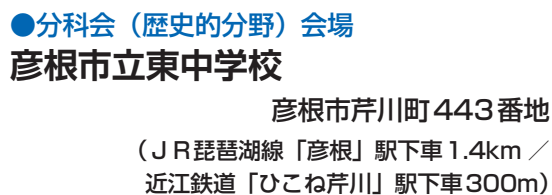
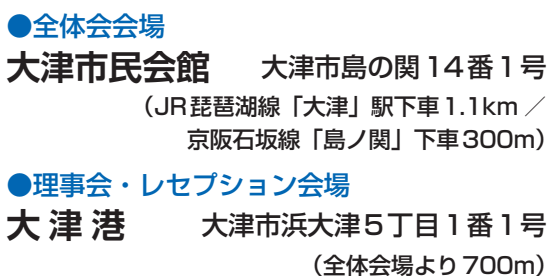
全国中学校社会科教育研究会滋賀大会事務局 上田 真也

滋賀大学教育学部附属中学校 〒520-0817 滋賀県大津市昭和町10-3

電話:077-527-5255 / FAX:077-527-5261

公開授業・研究発表・研究協議一覧

基調提案	甲賀市立甲南中学校 教諭 井上 陽平		
	地理的分野	歴史的分野	公民的分野
公開授業	大津市立瀬田北中学校 教諭 武田 真和 「身近な地域の調査」・「近畿地方」 ～環境保全～	彦根市立東中学校 教諭 門野 智哉 「開国について考えよう」 ～大老・井伊直弼の決断に迫る～	守山市立守山南中学校 教諭 森 康夫 「私たちのまちづくり」 ～中心市街地 活性化事業の通信簿～
分野別提案	【地理的分野長】 大津市立打出中学校 教諭 渡邊 圭祐	【歴史的分野長】 彦根市立稲枝中学校 教諭 久保田 重幸	【公民的分野長】 守山市立明富中学校 教諭 宮下 茂久
指導助言	兵庫教育大学大学院 教授 米田 豊	滋賀県教育委員会 学校教育課 指導主事 玉井 正	滋賀大学 教授 岸本 実
研究発表	【岐阜県】 岐阜市立長森中学校 教諭 今西 祥幾	【東京都】 文京区立音羽中学校 主幹教諭 入子 彰子	【広島県】 広島市立祇園東中学校 教諭 重 秀雄
講演講評	文部科学省初等中等教育局 教育課程課 教科調査官 濱野 清	文部科学省初等中等教育局 視学官 中尾 敏朗	文部科学省初等中等教育局 教育課程課 教科調査官 樋口 雅夫
現地 実行委員長	大津市立田上中学校 校長 島崎 輝久	彦根市立彦根中学校 校長 藤川 一次	草津市立老上中学校 校長 中出 幸宏



第47回全国中学校社会科教育研究大会・滋賀大会 申込案内【大会・宿泊・お弁当】

1. お申込みからお支払いまで

(1) インターネット(日本旅行・オンライン受付)にて参加登録の受付を済ませてください。

下記アドレスよりアクセスしてお申込みください。

<http://v3.apollon.nta.co.jp/47zenchusha> 【8月1日(金)より受付開始】

上記アドレスからは参加登録の他に宿泊やお弁当の申込もできます。

また大会当日の開催状況や緊急の連絡も確認いただけます。

インターネット受付の流れ

個人情報登録⇒参加登録⇒ホテル・弁当予約⇒予約確認⇒請求書・お支払いの確認
変更・取消につきましては、すべてオンライン受付システムよりお願いします。

インターネットでお申込みができない場合は申込ファックス用紙でお願いします。

株式会社日本旅行滋賀教育旅行支店 FAX:077-562-5613 【8月1日(金)より受付開始】

(2) 申込締切日は平成26年10月3日(金)です。

FAXでお申込頂いた方には10月17日(金)までに順次、請求書・ご予約確認書を
郵送させていただきます。

(3) 費用は10月24日(金)までに全額をお支払いください。

なお、振込手数料等はおお客様のご負担でお願いいたします。

☆ご予約確認書は①大会当日の受付時②分科会受付時③ホテルチェックイン時
④弁当引換え時にご提示ください。

※インターネットでお申込みの方は必ず印刷いただきお持ち下さい。

2. 大会参加について

(1) 大会参加費 5,000円(大会紀要・資料代含む)

ご入金後の大会参加取消や大会当日欠席の場合、大会参加費は返金いたしません。

(2) 分科会の参加希望については、必ずご記入ください。

(3) ご欠席・大会事務局の判断による開催中止の場合は、後日大会資料をお送りします。

※大会参加費は大会事務局の依頼により株式会社日本旅行が代行収受いたします。

※大会参加費は旅行契約には該当いたしません。

3. お弁当について

(1) お弁当は、お茶付1,000円(税込)です。

(2) 会場周辺には食事施設がございませんので、事前注文をお勧めいたします。

4. 宿泊について

インターネットで大会登録と同時に以下の宿泊予約が可能です。

(1) 宿泊取扱日 11月5日(水)・11月6日(木)

(2) ホテルは先着順になっております。満室の場合は一覧表以外のホテルになる可能性も
ございますのでご了承ください。

宿泊・弁当は、株式会社日本旅行滋賀教育旅行支店が企画・実施する募集型企画旅行です。

宿泊ホテル一覧表 シングル 1泊朝食付き(サービス料・税金込み)となります。

申込番号	地区	ホテル名	宿泊料金	最寄駅	駐車場
①	大津	ホテルテトラ大津	8,400円	JR大津駅直結	なし・近隣駐車場利用
②	大津	ホテルブルーレーク大津	6,000円	JR大津駅 車5分	有り・予約可・無料
③	大津	レイアホテル大津石山	7,000円	JR石山駅 徒歩1分	有り・予約可・1,200円
④	大津	瀬田アーバンホテル	8,000円	JR瀬田駅 徒歩1分	有り・予約可・980円
⑤	草津	ホテルボストンプラザ草津	8,500円	JR草津駅 徒歩1分	有り・予約不可・500円
⑥	草津	アーバンホテル草津	7,500円	JR草津駅 徒歩5分	有り・予約可・864円
⑦	草津	草津第一ホテル	7,000円	JR草津駅 徒歩12分	有り・予約不可・無料
⑧	守山	ホテル近江守山	6,500円	JR守山駅 徒歩2分	有り・予約不可・無料
⑨	彦根	彦根キャッスル リゾート&スパ	9,800円	JR彦根駅 徒歩7分	有り・予約不可・無料
⑩	彦根	ホテルサンルート彦根	7,000円	JR彦根駅 徒歩1分	有り・予約不可・無料

5. お支払い方法 10月24日(金)までにお支払いください。

お申込みいただきました 大会参加費・宿泊代金・お弁当代は、下記銀行口座へお振込ください。

みずほ銀行 十五号支店 普通預金3105010 口座名義 株式会社日本旅行

※振込手数料は、ご負担くださいますようお願い申し上げます。

※振込受取書をもって当社の領収書に代えさせていただきます。

但し、大会参加費領収証については、大会当日受付時にお渡しする資料に同封させていただきます。

6. 変更・取消料金について

お取消日		ご宿泊代	お弁当代
旅行開始日の前日から起算して	①7日目に当たる日以降	代金の30%	前日の17:00まで無料
	②前日の場合	代金の40%	17:00以降全額
	③当日の場合	代金の50%	全 額
	④無連絡取消	全 額	全 額

(1)ご入金後の変更・取消に伴うご返金は取消規定に基づき、大会終了後に振込にて返金させていただきます。

(2)お申込後の変更・取消は、インターネット受付システムにてご連絡ください。

ただし宿泊取消料発生日以降はインターネット受付システムはご利用できませんのでFAXにてご連絡ください。

7. 大規模な自然災害や交通遮断等による大会の中止等について

大会事務局の判断により、開始時刻の繰り下げ、終了時間の繰り上げ、もしくは中止をすることもあります。

尚、大会当日の開催状況や緊急の連絡については、インターネットで下記アドレスより確認できます。

<http://v3.apollon.nta.co.jp/47zenchusha>

【問合せ先】

株式会社日本旅行 滋賀教育旅行支店

〒525-0032 滋賀県草津市大路1-10-1

TEL:077-563-2001 FAX:077-562-5613

E-mail:kusatsu_office@nta.co.jp

担当: 佐々木・前川

営業時間 10:00~18:00 土日祝は休業

第47回全国中学校社会科教育研究大会・滋賀大会(参加・宿泊・お弁当)

新 規 ・ 変 更

申込日 平成26年 月 日

FAX:077-562-5613(日本旅行滋賀教育旅行支店)

【申込先】
株式会社日本旅行滋賀教育旅行支店
〒525-0032 滋賀県草津市大路1-10-1
TEL:077-563-2001 FAX:077-562-5613
担当:佐々木・前川

都道府県名		所属校(所)名		TEL & FAX	
フリガナ		所属先住所 (書類送付先)	(〒 -)	TEL	
申込代表者名				FAX	
				携帯電話	

大会参加手続き、旅行手配等のために必要な範囲での運送・宿泊機関等への個人データの提供について同意の上、以下の旅行に申し込みます。

※申込締切日:10月3日(金)

	フリガナ		性別	所 属	11月6日 (木) 全体会 参加	11月7日(金) 分科会参加			宿泊日		ホテル希望		お弁当 1,000円	合計金額
	大会前日								全体会当日					
	氏 名					地理	歴史	公民	11月5日(水)	11月6日(木)	第一希望	第二希望	11月7日(金)	
						(大会参加のみの 場合は5,000円)								
例	シラノウ 滋賀 太郎		男	〇〇市立△△中学校	○		○			○	①	②	○	14,400円
1														円
2														円
3														円
4														円
5														円

☆人数が5名様を超える場合はコピーいただき利用ください。

※返金の際の金融機関の口座内容をご記入ください。

金融機関	銀行・金庫・組合			支店	通信欄: ○振込先: みずほ銀行十五号支店 普通3105010 口座名義 株式会社日本旅行
口座番号	普通・当座	フリガナ			
		口座名義			

【お客様の個人情報の取扱いについて】
①当社では、お客様からご提供いただいた個人情報の取扱いを厳重に管理し、申込みいただきました宿泊の手配、お客様との間の連絡及び大会主催者への提供ならびにこれらに付随する業務を行うために利用します。②その他、当社の個人情報の取扱いにつきましては当社ホームページ(<http://www.nta.co.jp>)をご参照下さい。③個人情報の取扱いに関する問合せ先 TEL 077-563-2001 株式会社日本旅行滋賀教育旅行支店(担当:佐々木)

第47回 全国中学校社会科教育研究大会・滋賀大会

大会会場及び宿泊施設のご案内



- | | | | |
|----------------------|-----------|------------------|---|
| ① ホテルテトラ大津 | 〒520-0054 | 滋賀県大津市逢坂 1-1-1 | TEL: 077-527-6711
【JR 東海道本線 大津駅直結】 |
| ② ホテルブルーレーク大津 | 〒520-0047 | 滋賀県大津市浜大津 1-4-12 | TEL: 077-524-0200
【JR 東海道本線 大津駅より 車 5 分】 |
| ③ レイアホテル大津石山 | 〒520-0832 | 滋賀県大津市栗津町 9-21 | TEL: 077-533-0660
【JR 東海道本線 石山駅より 徒歩 1 分】 |
| ④ 瀬田アーバンホテル | 〒520-2144 | 滋賀県大津市大萱 1-16-1 | TEL: 077-543-6111
【JR 東海道本線 瀬田駅より 徒歩 1 分】 |
| ⑤ ホテルボストンプラザ草津 | 〒525-0037 | 滋賀県草津市西大路町 1-27 | TEL: 077-561-3311
【JR 東海道本線 草津駅より 徒歩 1 分】 |
| ⑥ アーバンホテル草津 | 〒525-0032 | 滋賀県草津市大路 1-4-31 | TEL: 077-567-0606
【JR 東海道本線 草津駅より 徒歩 5 分】 |
| ⑦ 草津第一ホテル | 〒525-0031 | 滋賀県草津市若竹町 5-5 | TEL: 077-562-2411
【JR 東海道本線 草津駅より 徒歩 12 分】 |
| ⑧ ホテル近江守山 | 〒524-0037 | 滋賀県守山市梅田町 15-14 | TEL: 077-582-0220
【JR 東海道本線 守山駅より 徒歩 2 分】 |
| ⑨ 彦根キャッスル
リゾート&スパ | 〒522-0075 | 滋賀県彦根市佐和町 1-8 | TEL: 0749-21-2001
【JR 東海道本線 彦根駅より 徒歩 7 分】 |
| ⑩ ホテルサンルート彦根 | 〒522-0073 | 滋賀県彦根市旭町 9-14 | TEL: 0749-26-0123
【JR 東海道本線 彦根駅より 徒歩 1 分】 |

国内募集型企画旅行条件書

☆お申し込みの際は、必ずこの旅行条件をお読みください。

☆この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。

観光庁長官登録旅行業第2号
(社)日本旅行業協会会員



1. 募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は(株)日本旅行(以下「当社」といいます)が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することとなります。
- (2)旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によりします。
- (3)当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。))の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 旅行のお申込みと旅行契約の成立

- (1)①当社は、旅行業法で規定された「受託営業所」(以下①②を併せて「当社」といいます。))にて当社所定の旅行申込書(以下「旅行申込書」といいます。))に所定の事項を記入の上、下記のお申込金または旅行代金の金額を添えてお申し込みいただきます。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。また本項③に定めた旅行契約成立前にお客様がお申し込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金を全額払い戻します。

旅行代金の額	申込金(おひとり)
20,000 円未満	5,000 円以上
20,000 円以上 50,000 円未満	10,000 円以上
50,000 円以上 100,000 円未満	20,000 円以上
100,000 円以上	旅行代金の 20%以上

但し、特定期間・特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めるところによります。またローンご利用の場合は異なります。

- ※上表内の「旅行代金」とは第6項③の「お支払い対象旅行代金」をいいます。
- (2)当社は、電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約の申し込みを受け付けます。この場合、予約の時点で契約は成立しておりますが、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、当社に申込書の提出と申込金の支払いを行っていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされないときは、当社はお申し込みはなかったものとして取り扱います。
- (3)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、本項(1)の申込金を受領したときに成立するものとします。
- 但し、通信契約による旅行契約の成立は、第20項の定めによります。
- (4)旅行参加に際し、特別な配慮を必要とする場合には予約申し込み時にお申し出下さい。当社は可能な範囲でこれに応じます。
- (5)本項(4)の申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とします。

6) 団体・グループ契約

- ①当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下、「契約責任者」といいます。))を定め申し込み募集型企画旅行契約の締結については、本項⑥の②～⑤の規程を適用します。
- ②当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下、「構成員」といいます。))の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間でを行います。
- ③契約責任者は、当社が定める日までに、構成員の名簿を当社に提出しなければなりません。
- ④当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何らの責任を負うものではありません。
- ⑤当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後において、あらかじめ契約責任者が選任した構成員が契約責任者となります。

3. 申込条件

- (1)20 歳未満の方は、親権者の同意書が必要となります。旅行開始時点で15 歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2)特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りする場合があります。
- (3)慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なわれておられる方、妊娠中の方、障害をお持ちの方、補助犬使用者の方などで特別な配慮を必要とするお客様は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください。当社は可能な範囲でこれに応じます。なお、この場合利用機関等の求めにより医師の診断書を提出していただく場合があります。又、現地事情や運送・宿泊機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、同伴者／介助者の同行などを条件とさせていただきます。お客様のご同意の上、コースの一部内容を変更させていただきます。又、ご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただきます場合があります。
- (4)お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を取らせていただきます。これにかかるとの一切の費用はお客様のご負担となります。
- (5)お客様の都合により別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件でお断りすることがあります。
- (6)お客様の都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定日時等の書面による連絡が必要です。
- (7)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- (8)その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りすることがあります。

4. 契約書面及び確定書面(最終旅行日程表)

- (1)当社は第2項(3)に定める契約の成立後速やかに、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。))をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書により構成されます。
- (2)本項(1)の契約書面において旅行日程または重要な運送・宿泊機関の名称が確定されない場合には、利用予定の宿泊機関及び表示した重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、契約書面のお渡し後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日)以降のお申し込みに関して(旅行開始日)までに、これらの確定状況を記載した書面(以下「確定書面」といいます。))をお渡しいたします。
- (3)第2項(3)に定める契約の成立後手配状況の確認を希望する問い合わせがあったときは、確定書面のお渡し前であっても当社は手配状況についてご説明

いたします。

(4)当社が募集型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項(1)の契約書面に記載することとなります。ただし、本項(2)の確定書面(最終旅行日程表)を交付した場合には、当該確定書面に記載することとなります。

5. 旅行代金のお支払い期日

- (1)旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって12日前に当たる日(以下「基準日」といいます。))よりも前にお支払いいただきます。
- (2)基準日以降にお申し込みされた場合は、申込時点または旅行開始日前の指定期日までにお支払いいただきます。

6. 旅行代金の適用

- (1)参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は、こども代金となります。
- (2)旅行代金はパンフレットに表示しています。出発日とご利用人数でご確認ください。
- (3)「お支払い対象旅行代金」は、募集広告またはパンフレットに「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金」として表示した金額「イナズ」割引代金として表示した金額をいいます。この合計金額は、第2項の「申込金」、第12項(1)の「取消料」、第13項(1)の②の「違約料」、および第19項の「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。

7. 旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金コースにより等級が異なります。別途明示する場合を除き普通席となります。)、宿泊費、食料料金、観光料金(入場・拝観・ガイド等)及び消費税等諸税・サービス料、空港施設使用料等。
- (2)添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心付けを含みます。
- (3)パンフレットに「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用。
上記(1)～(3)についてはお客様のご都合により、一部利用されなくとも払戻しはいたしません。

8. 旅行代金に含まれないもの

- (1)旅行代金には旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
第7項の手荷物料金(規定の重量・容積・個数を超過する部分について)
- (2)クリーニング・電報電話料金、追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- (3)旅行日程中の「自由行動」「自由見学」「別料金」「お客様負担」等と記載される箇所・区間の入場料金・交通費
- (4)希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の料金
- (5)お客様自身の希望によりする日程に含まれないその他の追加料金(入場料金、食料料金、交通費等)
- (6)ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費

9. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画に準らない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程・旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます。))を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

10. 旅行代金の額の変更

- 当社は旅行契約成立後であっても、次の場合には旅行代金を変更いたします。
- (1)利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度大幅に増加した場合又は減額される場合、当社はその増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増額又は減額します。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様ごとの旨を通知します。
- (2)当社は本項(1)の定める適用運賃・料金的大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- (3)第9項①より契約内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加または減少したときは、当該旅行サービスを行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が発生したことに伴う変更の場合を除き、当社はその変更差額の範囲内で旅行代金の額を変更することがあります。但し、当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用はお客様のご負担とします。
- (4)当社は運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合において、旅行契約の成立後、当社の責に帰すべき事由により当該利用人員が変更になったときは、パンフレット等に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

11. お客様の交替

- (1)お客様は、当社の承諾を得て旅行契約上の地位を別の方に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ手数料(お一人様につき1050円)とともに当社に提出していただきます。(既に航空券を発行している場合には、別途再発券等に関わる費用を請求する場合があります。)
- (2)旅行契約上の地位の譲渡は当該承諾があった時に効力が生ずるものととし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた方は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。なお、当社は交替をお断りする場合があります。

12. お客様による旅行契約の解除

- (1)旅行開始前
- ①お客様は、いつでも以下の表で定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様が当社らのそれぞれの営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

表)取消料

旅行契約の解除期日	取消料(おひとり)	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	ご宿泊代	お弁当代
①8日前に当たる日以前の解除	無料	無料
②7日目に当たる日以降の解除	代金の30%	無料

③旅行開始の前日の解除	代金の40%	17:00以降全額
④旅行開始の当日の解除	代金の50%	全額
⑦旅行開始後の解除 または無連絡不参加	旅行代金の100%	全額

- ② お客様のご都合で出発日、コース、宿泊施設等を変更される場合にも旅行費用全額に対して本項(1)の①の取消料が適用されます。
- ③ お客様が次に掲げる場合において、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
- ア. 第9項に基づき契約内容が変更されたとき、ただしその変更が第19項の表左欄に掲げるもの、その他の重要なものでないことに限ります。
- イ. 第10項(1)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき
- ウ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。
- エ. 当社らがお客様に対し、第4項に定める期日までに、確定書面(最終旅行日程表)をお渡ししなかったとき。
- オ. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- ④ 当社は、本項(1)の①により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。申込金のみで取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。またご参加のお客様からは「実利用お客様の変更」に対する差額が発生する場合、その差額代金をそれぞれいただきます。
- ⑤ 当社は本項(1)の③により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金(又は申込金)の金額を払い戻します。
- (2) 旅行開始後
- ① 旅行開始後において、お客様のご都合により途中で旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- ② お客様の責に帰さない事由により最終旅行日程表に従った旅行サービスの提供が受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能となった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することが出来ます。この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様が当該受領することができなかった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものでない場合に限ります。))を差し引いたものをお客様に払い戻します。

13. 当社による旅行契約の解除

(1) 旅行開始前

- ① 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
- ア. お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- イ. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- ウ. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- エ. お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- オ. お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日曜日旅行にあっては3日目)にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
- カ. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
- キ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ② お客様が第5項に定める期日までに旅行代金を支払わなかったときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当社に対して、前12項(1)の①に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。

(2) 旅行開始後

- ① 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。
- ア. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
- イ. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わないとき、またはこれらの者または同行する他の旅行者に対する暴行または脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- ウ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
- ② 当社が本項(2)の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。また、この場合において、当社は旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。
- ③ 当社は、本項(2)①のア、ウの規定によって旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様の枝依頼に応じてお客様の負担で出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。

14. 旅行代金の払い戻し

当社は、第10項の規定により旅行代金が増額された場合又は第12、13項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、滅額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては当該書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

15. 旅程管理

- (1)当社はお客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するため、お客様に対し次に掲げる業務を行います。当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合にはこの限りではありません。
- ① お客様が旅行中、旅行サービスを受けることが出来ないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。但し、本項(6)の個人旅行プランを除きます。
- ② 前①の措置を講じたにもかかわらず、旅行内容の変更をせざるを得ない場合において、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。
- (2)お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において団体で行動していただくときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。
- 【添乗員同行プラン】
- (3)添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行し、本項(1)に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行ないます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

【現地添乗員同行プラン】

- (4)現地添乗員同行表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行します。現地添乗員の業務範囲は本項(3)における添乗員の業務に準じます。
- 【現地係員案内プラン】
- (5)現地係員案内表示コースには、添乗員は同行いたしません、当社は現地において当社が手配を代行させる者により、本項(1)に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行なわせ、その者の連絡先は最終旅行日程表等の確定書面に明示します。

【個人旅行プラン】

- (6)個人旅行プランには添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をご出発前にお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様自身で行っていただきます。

16. 当社の責任及び免責事項

- (1)当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2)例えば、お客様が次に掲げるような事由により損害をこうむられても、当社は本項(1)の責任を負いかねます。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
- ① 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ② 運送、宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害
- ③ 運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ④ 官公署の命令等によって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
- ⑤ 自由行動中の事故
- ⑥ 食中毒
- ⑦ 盗難
- ⑧ 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮
- (3)当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様お1人につき15万円(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)を限度として賠償します。

17. お客様の責任

- (1)お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2)お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3)お客様は旅行開始後に、契約書面の記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたときと認め、旅行地において速やかにその旨を当社または当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

18. 特別補償

- (1)当社は第16項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部の特別補償規程)より、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上にとられた一定の損害について、死亡補償金として1500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円を支払います。携行品にかかる損害補償金は、旅行者1名につき15万円をもって限度とします。ただし、補償対象品の一個または一対については、10万円を限度とします。
- (2)当社が第16項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害補償金の一部又は全部に充当します。
- (3)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の料金を収受して実施される小旅行(オプションツアー)のうち、当社が主催するものについては、主たる旅行契約の一部として取り扱います。
- (4)但し、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- (5)お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、故意による法令違反、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、山岳登山、ボブスレー、リレーージュ、ハングライダー搭乗などの他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。但し、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

19. 旅程保証

- (1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の①、②、③に掲げる変更を除きます。)が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第16項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。
- ① 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います)

- ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変
- イ. 戦乱
- ウ. 暴動
- エ. 官公署の命令等
- オ. 欠航、不通、休業等の運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- キ. 旅行参加者の生命又は身体安全確保のために必要な措置
- ②第12、13項で規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係わる変更
- ③パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが出来た場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- (2)当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して1募集型企画旅行につき、旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。またお客様1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- (3)当社が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第16項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。
- (4)当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

<変更補償金の表>

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
4 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
7 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
8 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注1:「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注2:確定書面の交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注3:第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が「宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注4:第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5:第4号又は第6号もしくは第7号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中へ複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1変更として取り扱います。

注6:第8号に掲げる変更については、第1号から第7号までを適用せず、第8号によります。

20. 通信契約により、旅行契約の締結をされるお客様との旅行条件

- 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金のお支払いを受けること」を条件に、「電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段」による旅行のお申込を受ける場合があります。(以下、「通信契約」といいます。)
- (1)通信契約についても当社「旅行業約款募集型企画旅行契約の部」に準拠いたします。
- (2)本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。
- (3)通信契約の申込みの際に、会員は、申込みをしようとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- (4)通信契約による旅行契約は、当社らが申し込みを承諾する通知を発した時に成立します。ただし、当社らが、e-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達したときに成立するものとし
- (5)通信契約を締結しようとする場合にあって、会員の有するクレジットカードが無効である等により、旅行代金等に係わる債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行の契約締結の拒否をさせていただきます。
- (6)当社らは、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。この場合、カード利用日は旅行契約成立日とします。
- (7)携帯情報端末(モドム等)ならびにインターネット等のIT関連通信技術を利用して旅行申し込みをお受けする場合は旅行日程、旅行サービスの内容、その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供したときは、会員の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。
- (8)会員の通信機器に本項(7)に係わる記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイルに

記載事項を記録し、会員が記載事項を閲覧したことを確認します。

21. 個人情報の取扱いについて

- 株式会社日本旅行(以下「当社」といいます。)&び下記「販売店」欄記載の受託旅行者者(以下「販売店」といいます。),「当社」及び「販売店」を指して当社らとい
- います。
- (1)当社は、ご提供いただいた個人情報について、①お客様との間の連絡のため、②旅行に関して運送・宿泊機関等のサービス手配、提供のため、③旅行に関する諸手続のため、④当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険の手続きのため、⑤当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供のため、⑥旅行参加後のご意見やご感想のお願いのため、⑦アンケートのお願いのため、⑧特典サービス提供のため、⑨統計資料作成のため、に利用させていただきます。
- (2)上記2、③の目的を達成するため、お客様の氏名、住所、電話番号、搭乗便名等を運送・宿泊機関、土産物店に、書類又は電子データにより、提供することがあります。なお、土産物店への個人情報の提供の停止をご希望される場合は、当該するパンフレットに記載する旅行申込窓口宛にご出発の10日前までにお申出ください。(注:10日前が土・日・祝日の場合はその前日までにお申し出ください。)
- (3)当社及び当社グループ各社はお客様から書面によってご提供いただいた個人情報のうち、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先を、各社の営業案内、キャンペーン等のご案内のために、共同して利用させていただきます。共同利用する個人情報は、当社情報保護管理者が責任を持って管理します。なお当社グループ会社の名称及び各会社における個人情報取扱管理者の氏名については、当社のホームページ(<http://www.nta.co.jp>)をご参照下さい。
- (4)当社は、個人情報の取扱を委託することがあります。
- (5)お客様は、当社の保有する個人データに対して開示、訂正、削除、利用停止等の請求を行うことができます。問い合わせ窓口は訂正のみ販売店、それ以外は本社お客様相談室となります。
- (6)一部の任意記入項目にご記入いただけない場合、未記入の項目に関連するサービスについては、適切にご提供できないことがあります。
- 個人情報保護管理者(お客様相談室)
- 問い合わせ窓口:本社お客様相談室
電話:03-3572-8183 FAX:03-3572-8733
e-mail: sodan.shitsu@nta.co.jp
営業時間:平日 09:30～17:30

22. その他

- (1)お客様が個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用をお客様にご負担いただきます。
- (2)お客様のご便宜を図るため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。
- (3)旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了承ください。
- (4)現地旅行会社等が実施するオプションルツァーは旅程保証の対象とはなりません。
- (5)旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終旅行日程表等でお知らせする連絡先にご通知下さい。当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めるときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とさせていただきます。
- (6)ご集合時刻は厳守して下さい。集合時間に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。
- (7)事故、大雪をはじめとする道路事情その他やむを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊しなければならない事態が生じても当社はその請求には応じられません。また目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。
- (8)当社にいかぬ場合も旅行の再実施はいけません。
- (9)手荷物の運送は当該運送機関が行ない、当社が運送機関に運送委託手続きを代行するものです。

23. 募集型企画旅行約款について

この条件書に定めない事項については当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

当社の旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求下さい。当社旅行業約款は、当社ホームページ(<http://www.nta.co.jp>)からもご覧いただけます。

24. ご旅行条件の基準

この旅行条件は、2009年8月1日を基準としています。

旅行代金算出の基準日は、各パンフレットごとに記載しています。